

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年12月13日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関 道路維持課	監査実施年月日 令和元年 8月 21日
○監査の結果 道路管理瑕疵に係る損害賠償事務において、組織内部のチェック機能が有効に機能せず、決裁を経ずに公印を押印した文書を相手方に交付したことは適切でない。	
○措置状況 再発防止のため、毎月、担当グループ全員での状況の確認及び困難事案の協議を行うとともに、本庁・出先間においても確認を行うことで、事務の進捗状況について内部チェック体制の強化を図った。 加えて、事故発生から示談までの損害賠償事務の記録様式を統一化して、共有フォルダーに保存し、対応状況全ての可視化を図ることで、適正な事務の執行に努めていく。	
監査対象機関 企業局	監査実施年月日 令和元年 7月 29日
○監査の結果 固定資産台帳の不備により長年にわたり貸借対照表の固定資産計上額に多額の過誤があったことは、固定資産等管理事務の統括として適切でない。	
○措置状況 貸借対照表の固定資産計上額を適正化するため、8月に除却処理に必要な書類の提出を該当所属に求めた。今後は、除却に必要な予算を確保するため、令和元年度最終補正予算に特別損失（除却額）を計上し、本年度中に固定資産の除却処理を行う。 また、平成31年2月26日付けで制定した「茨城県企業局固定資産調査実施要領」に基づき、本年度の固定資産調査について、10月末までに実施し、結果を本局の総務課長へ報告するよう8月に全所属に通知するとともに、更新対象の固定資産を撤去した際には、固定資産の除却漏れの防止を図るため、速やかに本局の総務課長に報告するよう周知を徹底した。	
監査対象機関 県南水道事務所	監査実施年月日 令和元年 7月 31日
○監査の結果 固定資産について、定期的な調査・管理を行っていなかったこと、さらに更新等により用途廃止した固定資産の処分報告書を提出せずに処分していたことは適切でない。	
○措置状況 固定資産の定期的な調査・管理については、平成31年2月26日付けで制定された「茨城県企業局固定資産調査実施要領」に基づき、本局の総務課長から本年度の固定資産調査について8月に通知があったことから、固定資産調査を10月末までに実施し調査結果を報告する。今後は、要領に基づき毎年定期的に調査を実施していく。 また、資産の更新等の際に用途廃止する資産の処分報告に漏れないよう、処分報告を行う本局の総務課と直接資産を管理している事務所担当課との連携を図り、複数職員による相互チェックをこれまで以上に徹底し、適切な管理に努めることとした。	

監査対象機関 鹿行水道事務所	監査実施年月日 令和元年 7月 31日
○監査の結果 固定資産について、定期的な調査・管理を行っていなかったこと、さらに更新等により用途廃止した固定資産の処分報告書を提出せずに処分していたことは適切でない。	
○措置状況 固定資産の定期的な調査・管理については、平成31年2月26日付けで制定された「茨城県企業局固定資産調査実施要領」に基づき、本局の総務課長から本年度の固定資産調査について8月に通知があったことから、固定資産調査を10月末までに実施し調査結果を報告する。今後は、要領に基づき毎年定期的に調査を実施していく。 また、資産の更新等の際に用途廃止する資産の処分報告に漏れがないよう、処分報告を行う本局の総務課と直接資産を管理している事務所担当課との連携を図り、複数職員による相互チェックをこれまで以上に徹底し、適切な管理に努めることとした。	

(注意事項)

監査対象機関 環境対策課	監査実施年月日 令和元年 7月 9日
○監査の結果 受託者の債務不履行により契約を解除した成田国際空港及び百里飛行場に係る航空機騒音調査及び自動測定装置保守管理業務委託について、契約書に違約金の請求に係る条項を記載していなかったことは適切でない。	
○措置状況 平成 31 年 4 月以降契約については、契約変更手続を行い違約金の請求に係る条項を記載した。今後は、茨城県財務規則に沿った事務処理を徹底し、適正な事務処理に努めることとする。	
監査対象機関 消防安全課	監査実施年月日 令和元年 8月 8日
○監査の結果 物品の購入に関して、多数の備品登録漏れや歳出科目の誤りがあったことは適切でない。	
○措置状況 支出時の備品登録確認については、支出手続の際の履行確認欄の余白に「備品台帳登録済○月○日」と記し、担当印を押印することにより、備品登録漏れの防止を図っていく。 また、購入物品と支出科目の確認を徹底するため、担当職員だけでなく複数の職員が検証を行うことにより、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務事業の執行に努めていく。	
監査対象機関 障害福祉課	監査実施年月日 令和元年 8月 21日
○監査の結果 行政財産（建物）の使用許可について、加算金の算定を誤り、過大に徴収していたことは適切でない。	
○措置状況 使用者の売店に係る電気料金について、県では、冷暖房は使用電力に基づく実費、それ以外は想定計算による加算金とし、それぞれ使用者から徴収している認識であったが、使用者では、売店全ての電気料金の実費を県に報告していたことから、想定計算による加算金が過大に徴収されていた。 加算金の算定については、全ての種別について再確認を実施した。今後は子メーターに接続されている機器がある場合は、申請時の書面確認や現地確認を複数職員により徹底することにより、組織としてのチェック体制を強化し、事務処理の適正化に努める。	

監査対象機関 子ども政策局青少年家庭課	監査実施年月日 令和元年 8月 29日
○監査の結果 空調設備改修工事により取得した工作物（空調設備 12 台）について、直ちに公有財産異動報告書を提出しなかったことは適切でない。	
○措置状況 平成 30 年度空調設備設置工事に伴う工作物（空調設備 12 台）の増について、公有財産定期報告時に異動報告が漏れてしまったため、令和元年 8 月 2 日に異動報告を行った。 今後は、知識習得とチェック機能強化に向け、公有財産取扱規則についての研修等を行い、適正な事務処理に努める。	
監査対象機関 観光物産課	監査実施年月日 令和元年 7月 31日
○監査の結果 平成 30 年度おもてなしレベルアップ事業業務委託について、契約（仕様）変更があったにもかかわらず、変更に係る費用の積算や予定価格の設定等の契約変更手続きを行わなかったこと、及び業務完了報告書について、委託業務の結果報告内容が不十分であるにもかかわらず、検査を合格としていたことは適切でない。	
○措置状況 今回の監査結果を受け、課内で事案の共有を図り、契約事務手順について周知徹底を行った。 今後、新たにチェックリスト等を用いて事務処理に遺漏のないよう徹底するとともに、事業完了後は成果品の対面での確認や証拠写真の添付等により検査の強化に努め、課全体で再発防止に取り組み、適正な事務事業の執行に努めることとする。	
監査対象機関 立地推進局産業基盤課	監査実施年月日 令和元年 7月 5日
○監査の結果 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計所管の土地使用料及び土地貸付料の徴収について全体的に手続きが遅れていたこと、及びそのうち行政財産の貸付 1 件の調定が 6 か月以上遅延したことは適切でない。	
○措置状況 再発防止策として、貸付契約の更新に係る事務処理を以前より 1 か月程度前倒して行うよう事務手続の見直しを行った。 また、これまでの 1 名体制から 2 名体制へ増員して事務処理することにより業務の平準化と迅速化を図るとともに、相互のチェック体制を強化することで遅延事案が発生しない進行管理体制を整えた。 加えて、土地貸付台帳様式に課長補佐の確認欄を設け、適宜チェックすることで徴収事務の全体的な進行管理の徹底を図る。	

監査対象機関 農業政策課	監査実施年月日 令和元年 8月 7日
○監査の結果 第2回儲かる農業ステップアップ事業企画書審査会に係る審査委員への報償について、支払を行っていなかったことは適切でない。	
○措置状況 今回の事案を職員全員に周知し、法令順守や公金意識の徹底など、職員に求められる業務内容を改めて確認し、注意を怠らずに事務執行を行うよう指導した。 また、注意を受けた事項については、今後、同じ事案が発生しないよう、職員相互のチェックを改めて徹底するとともに、定期的に財務端末伝票等と突合し、審査会開催後、長期に支払が滞っていないかどうかを確認し、滞っているものについては担当者から説明を受けるなど、進捗管理を徹底することにした。	
監査対象機関 港湾課	監査実施年月日 令和元年 8月 30日
○監査の結果 公有財産（土地）の管理について、売却したときの処分報告、及び用途変更したときの異動報告をそれぞれ直ちに行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 公有財産異動報告事務について、担当職員に関係法令を再確認するよう指示した。 また、事務処理に当たり、課内でのチェックを徹底するとともに、疑義が生じた場合は、公有財産管理担当課からの教示を受けるなど、二重三重の確認を行うこととした。	
監査対象機関 県西水道事務所	監査実施年月日 令和元年 7月 31日
○監査の結果 固定資産について、定期的な調査・管理を行っていなかったこと、さらに資産の更新等により用途廃止した固定資産の処分報告書を提出せずに処分していたことは適切でない。	
○措置状況 固定資産の定期的な調査・管理については、平成31年2月26日付けで制定された「茨城県企業局固定資産調査実施要領」に基づき、本局の総務課長から本年度の固定資産調査について8月に通知があったことから、固定資産調査を10月末までに実施し調査結果を報告する。今後は、要領に基づき毎年定期的に調査を実施していく。 また、資産の更新等の際に用途廃止する資産の処分報告に漏れがないよう、処分報告を行う本局の総務課と直接資産を管理している事務所担当課との連携を図り、複数職員による相互チェックをこれまで以上に徹底し、適切な管理に努めることとした。	

監査対象機関 県中央水道事務所	監査実施年月日 令和元年 7月 31日
○監査の結果 固定資産について、定期的な調査・管理を行っていなかったこと、さらに更新等により用途廃止した固定資産の処分報告書を提出せずに処分していたことは適切でない。	
○措置状況 固定資産の定期的な調査・管理については、平成31年2月26日付けで制定された「茨城県企業局固定資産調査実施要領」に基づき、本局の総務課長から本年度の固定資産調査について8月に通知があったことから、固定資産調査を10月末までに実施し調査結果を報告する。今後は、要領に基づき毎年定期的に調査を実施していく。 また、資産の更新等の際に用途廃止する資産の処分報告に漏れがないよう、処分報告を行う本局の総務課と直接資産を管理している事務所担当課との連携を図り、複数職員による相互チェックをこれまで以上に徹底し、適切な管理に努めることとした。	